

令和4年12月吉日

関係機関 各位

山口県弁護士会
会長 田中 礼司
(公印省略)
同高齢者・障害者権利擁護センター委員会
委員長 山口 正之
(公印省略)

「全国一斉 旧優生保護法相談会」開催のお知らせ

相談日時 令和4年12月19日(月) 10:00～16:00

形態 弁護士による電話相談

相談電話番号 0570-012-190 (当日限り)

実施の趣旨

旧優生保護法は、1948年から1996年まで、障害のある方等を対象として強制的に不妊手術や人工妊娠中絶手術を推進する根拠となった法律であるところ、同法による被害は全国で約84,000人(うち強制不妊手術の被害は約25,000人)に及ぶとされています。

被害者のうち25人が国家賠償を求めて訴訟を提起し、本年2月22日に大阪高等裁判所で、3月11日に東京高等裁判所で、それぞれ国に賠償を命じる判決がなされました。

他方で、2019年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立・施行され、被害者に一時金320万円が支給されることになりましたが、本年4月末時点の認定件数は994件に止まっています。

これまで、この問題に関わる弁護団、有志又はいくつかの弁護士会が主体となり相談会を実施してきましたが、全国に埋もれた被害を受け止め、この問題を各地の弁護士が取り組むことができるよう、この度、全国の弁護士会で全国統一番号での相談を実施することを企画しました。

本相談会では、旧優生保護法に関連して手術を受けた方やその家族、福祉関係者や医療関係者から、「被害が旧優生保護法に関連するものかを知りたい」、「一時金を請求したい」、「請求却下に対する不服申立てを行いたい」

等の相談を受けることを想定しています。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

高齢者・障害者権利擁護センター

委員長 山 口 正 之

TEL : 0838-24-3666

山口県弁護士会事務局(担当:渡辺)

TEL : 083-922-0087